

平成30年度 財政援助団体等監査(1) 監査結果措置状況

公益財団法人神戸いきいき勤労財団

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>(3) 指摘事項</p> <p>会計に関する事務</p> <p>ア 会計規程の変更を行うべきもの</p> <p>財団は公益法人会計基準に基づき財務諸表を作成しており、固定資産については基本財産、特定資産及びその他固定資産として記載している。しかし、財団で定める会計規程は、固定資産の科目が有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産の区分のままとなっていた。</p> <p>現在の会計基準に適合させるため、会計規程の変更を行うべきである。</p> <p>イ 財務諸表の注記の記載を適正に行うべきもの</p> <p>(ア) 満期保有目的債券の情報を注記に記載するべきもの</p> <p>公益法人会計基準では財務諸表の注記事項として、満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益を記載しなければならないとしている。</p> <p>財団では、基本財産 3,000 万円について満期保有目的の有価証券(神戸市債)として保有しているが、注記の記載を行っていない。</p> <p>満期保有目的債券の情報を注記に記載するべきである。</p> <p>(イ) 会計基準の変更を注記するべきもの</p> <p>固定資産の減価償却について、財団ではシルバー人材センター分を除く什器備品について、減価償却の方法を平成28年度に定率法から定額法に変更している。</p> <p>公益法人会計基準では、「重要な会計方針を変更したときは、その旨、変更の理由及び当該変更による影響</p>	<p>特定資産の項目が追加された際に、会計規程の見直しを行っていないことが原因である。</p> <p>平成30年12月1日付で会計規程の改定を行った。</p> <p>満期保有目的の債券の時価及び評価損益について、平成30年度決算から注記に適切に記載する。</p> <p>平成31年1月から顧問契約を結んだ公認会計士の助言を受けながら、今後重要な会計方針を変更した際には、注記に適切に記載する。</p>	<p>措置済</p> <p>措置済</p> <p>措置済</p>

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>額を注記しなければならない。」とあるが、平成 28 年度決算の財務諸表にはその記載を行っていなかった。</p> <p>今後、重要な会計方針を変更するときは公益法人会計基準に基づいた記載を行うべきである。</p> <p>財産管理に関する事務</p> <p>ア 備品管理を適正に行うべきもの</p> <p>財団では、会計規程で固定資産の管理及び物品の出納管理について規定し、それぞれ台帳を作成の上管理することとしている。また、指定管理者である神戸市勤労会館及び神戸市立勤労市民センターの備品管理については、協定の仕様書に基づき本市に帰属するものは本市の物品会計規則に基づき本市が定める物品管理簿を備えて管理することとしているが、以下の事例があった。</p> <p>(ア) 指定管理施設の備品について所有者を明確に区分するべきもの</p> <p>指定管理施設で作成された備品台帳を確認すると、複数の施設において本市と財団の備品が区別されていない状態であった。また、本市の所有か財団の所有か不明なものもあった。</p> <p>協定に基づき、本市と財団の区分を明確にし、本市に所属する備品については、物品会計規則に基づき本市が定める物品管理簿で管理を行うべきである。</p> <p>また本市所管局においては、適正に備品を管理するよう指定管理者を指導するべきである。</p> <p>(イ) 財団に所属する備品について固定資産に計上するべきもの</p> <p>指定管理施設の備品台帳で財団所有分と確認できる備品のうち、会計規程で固定資産として定める 20 万円以上の備品について、固定資産とし</p>	<p>適正な備品管理について、平成 30 年 12 月 11 日の館長会及び同年 12 月 25 日の幹部会において、周知徹底を図るとともに、平成 31 年 1 月から神戸市と財団それぞれで作成していた台帳の突合を行い、両者立会いのもと各施設の現物確認に着手した。</p> <p>財団の自主事業用として購入したものを、指定管理事業用と誤認したことが原因である。</p> <p>ご指摘の案件については、直ちに、</p>	<p>措置済</p> <p>措置済</p>

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>て計上していなかった。 固定資産として管理を行うべきである。</p>	<p>固定資産台帳に記載した。 今後は、備品の購入時点で、所有区分を明確にして管理する。</p>	
<p>(4) 意見</p> <p>会計処理について</p> <p>ア 引当金の計上について</p> <p>財団では、引当金について平成29年度から退職給付引当金32万円を計上している。</p> <p>一方で、それよりも金額が大きいと思われる賞与引当金については計上していない。</p> <p>財団の会計規程では、引当金について、必要があるときは引当金を設定することができる」とされているため、財務諸表に賞与引当金を計上することを検討されたい。</p> <p>指定管理施設の利用料金の減免手続について</p> <p>財団が指定管理者となっている神戸市勤労会館及び神戸市立勤労市民センターの利用料金の減免等については、条例で市長の承認を得て定める基準によって行うこととなっており、利用料金の減額又は免除を受けようとする者は、利用料金減免申請書に指定管理者が必要と認める書類を添えて、申請と同時に提出しなければならないとしている。</p> <p>減免理由の一つには、直前割引制度があるが、実務においては減免申請書の提出を求めている事例が見られた。これは、施設利用率向上策としての割引制度であり、必ずしも申請書の提出を求めなくとも対応可能と思われる。</p> <p>利用料金の減免について、上記割引制度の事務の実態を勘案しつつ、基準の見直しを検討されたい。</p>	<p>平成31年1月から顧問契約を結んだ公認会計士の助言を受けながら、平成30年度決算において賞与引当金を計上する。</p> <p>指定管理者において減免対象者が明白である場合は利用料金減免申請書の提出を要しないよう、減免基準の一部改正を行い、平成31年1月から施行した。</p>	<p>措置済</p> <p>措置済</p>